

資料2-34 炭化水素系物質に係る指定施設の種別内訳（平成21年3月31日現在）

規則番号	施設種類	施設数	割合（％）
5	有機溶剤貯蔵施設	307	80.2
2	揮発油貯蔵施設	39	10.2
3	ナフサ貯蔵施設	25	6.5
1	原油貯蔵施設	12	3.1
合計		383	100.0

規則とは、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第4条のことです。

（四日市市管轄分を除く）

**資料2-36 炭化水素系物質に係る指定施設の種別別内訳(平成20年3月31日現在)**

規則番号	施設種類	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	熊野	施設数
5	有機溶剤貯蔵施設		307								307
1	原油貯蔵施設		11								11
2	揮発油貯蔵施設		39								39
3	ナフサ貯蔵施設		25								25
合計		0	382	0	0	0	0	0	0	0	382

規則とは、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第4条のことです。

(四日市市管轄分を除く)